

議案第 90 号

大口町健康文化センターの設置、管理及び運営に関する条例の一部改正について

大口町健康文化センターの設置、管理及び運営に関する条例の一部を改正する条例を別紙のように定めるものとする。

平成 25 年 11 月 28 日提出

大口町長 鈴木 雅 博

(提案理由)

この案を提出するのは、消費税法（昭和 63 年法律第 108 号）及び地方税法（昭和 25 年法律第 226 号）の一部改正が平成 26 年 4 月 1 日に施行され、消費税及び地方消費税の税率が引き上げられることに伴い、この条例の一部を改正するため必要があるからである。

大口町健康文化センターの設置、管理及び運営に関する条例の一部を
改正する条例

大口町健康文化センターの設置、管理及び運営に関する条例（平成10年大口町
条例第22号）の一部を次のように改正する。

別表を次のように改める。

別表（第7条及び第11条関係）

健康文化センターの利用施設、附属設備及び利用料金

1 研修センター及び保健センター

(1) 施設利用料

区分		1時間当たり利用料
研修センター	ほほえみホール	1,020円
	ふれあい1	610円
	ふれあい2	300円
	ふれあい3	200円
	ふれあい4	200円
	和室1	300円
	和室2	200円
	和室3	200円
保健センター	多目的室	820円
	会議室	200円

備考

- 1 保健センター多目的室及び会議室の利用可能日は、研修センター開館日とし、利用可能時間は、保健センター開館日については午後6時から午後9時まで、保健センター休館日については研修センターと同様とする。
- 2 大口町に在住又は在勤する者が物品販売等営利を目的とした場合の利用料は、表に定める額の2倍とする。

- 3 大口町に在住若しくは在勤する者以外のもの又は活動拠点が町内にない団体が利用する場合の利用料は、表に定める額の2倍とし、物品販売等営利を目的とした場合の利用料は、表に定める額の3倍とする。

(2) 設備利用料

付属設備	単位	利用料	備考
ピアノ	1台	1,020円	マイクのみを使用については、放送設備に含まない。
電子ピアノ	1台	710円	
カラオケ機器	1時間	820円	
放送設備	1式	1,540円	
CDラジカセ	1台	300円	

備考 設備のみを使用することはできない。

2 トレーニングセンター

施設区分	トレーニングルーム リラックスルーム フィットネスルーム			フィットネスルーム
利用料	個人			専用料
	1回券	回数券 (11回)	月会員券	1時間
	410円	4,100円	3,590円	3,080円

備考 大口町に在住又は在勤する者以外のものが利用する場合の利用料は、表に定める額の1.5倍とする。

附 則

- 1 この条例は、平成26年4月1日から施行する。
- 2 改正後の大口町健康文化センターの設置、管理及び運営に関する条例の規定は、この条例の施行の日以後に利用の許可を受けた者について適用し、同日前に利用の許可を受けた者については、なお従前の例による。

大口町健康文化センターの設置、管理及び運営に関する条例の一部改正新旧対照表

新

別表（第7条及び第11条関係）

健康文化センターの利用施設、附属設備及び利用料金

1 研修センター及び保健センター

(1) 施設利用料

区分		1時間当たり利用料
研修センター	ほほえみホール	1,020円
	ふれあい1	610円
	ふれあい2	300円
	ふれあい3	200円
	ふれあい4	200円
	和室1	300円
	和室2	200円
	和室3	200円
保健センター	多目的室	820円
	会議室	200円

備考

- 1 保健センター多目的室及び会議室の利用可能日は、研修センター開館日とし、利用可能時間は、保健センター開館日については午後6時から午後9時まで、保健センター休館日については研修センターと同様とする。
- 2 大口町に在住又は在勤する者が物品販売等営利を目的とした場合の利用料は、表に定める額の2倍とする。
- 3 大口町に在住若しくは在勤する者以外のもの又は活動拠点が町内にない団体が利用する場合の利用料は、表に定める額の2倍とし、物品販売等営利を目的とした場合の利用料は、表に定める額の3倍とする。

(2) 設備利用料

付属設備	単位	利用料	備考
ピアノ	1台	1,020円	マイクのみを使用については、放送設備に含まない。
電子ピアノ	1台	710円	
カラオケ機器	1時間	820円	
放送設備	1式	1,540円	
CDラジカセ	1台	300円	

備考 設備のみを使用することはできない。

2 トレーニングセンター

施設区分	トレーニングルーム	フィットネスルーム
	リラックスメーム	
	フィットネスルーム	
利用料	個人	専用料

新

	1回券	回数券(11回)	月会員券	1時間
	410円	4,100円	3,590円	3,080円

備考 大口町に在住又は在勤する者以外のものが利用する場合の利用料は、表に定める額の
1.5倍とする。

旧

別表（第7条及び第11条関係）

健康文化センターの利用施設、附属設備及び利用料金

1 研修センター及び保健センター

(1) 施設利用料

区分		1時間当たり利用料
研修センター	ほほえみホール	1,000円
	ふれあい1	600円
	ふれあい2	300円
	ふれあい3	200円
	ふれあい4	200円
	和室1	300円
	和室2	200円
	和室3	200円
保健センター	多目的室	800円
	会議室	200円

備考

- 1 保健センター多目的室及び会議室の利用可能日は、研修センター開館日とし、利用可能時間は、保健センター開館日については午後6時から午後9時まで、保健センター休館日については研修センターと同様とする。
- 2 大口町に在住又は在勤する者が物品販売等営利を目的とした場合の利用料は、表に定める額の2倍とする。
- 3 大口町に在住若しくは在勤する者以外のもの又は活動拠点が町内にない団体が利用する場合の利用料は、表に定める額の2倍とし、物品販売等営利を目的とした場合の利用料は、表に定める額の3倍とする。

(2) 設備利用料

付属設備	単位	利用料	備考
ピアノ	1台	1,000円	マイクのみを使用については、放送設備に含まない。
電子ピアノ	1台	700円	
カラオケ機器	1時間	800円	
放送設備	1式	1,500円	
CDラジカセ	1台	300円	

備考 設備のみを使用することはできない。

2 トレーニングセンター

施設区分	トレーニングルーム	フィットネスルーム
	リラックスメーム	
	フィットネスルーム	
利用料	個人	専用料

旧				
	1回券	回数券(11回)	月会員券	1時間
	400円	4,000円	3,500円	3,000円
備考 大口町に在住又は在勤する者以外のものが利用する場合の利用料は、表に定める額の <u>1.5倍とする。</u>				

改正要旨

1 改正の目的

消費税及び地方消費税の税率の引き上げに対応するため、大口町健康文化センターの利用料金について改正をするものです。

2 改正の概要

消費税及び地方消費税の課税対象となる利用料金について、現行の額を100分の105で除して得た額（1円未満の端数金額は切り捨てます。）を課税計算の基礎となる基準額として消費税額及び地方消費税額を計算します。

今回の改正においては、その基準額に100分の108を乗じて得た額を利用料金として定めます。ただし、10円未満の端数金額があるときは、その端数金額を切り捨てた額とします。

3 施行期日

平成26年4月1日から施行します。